

6 脱 第 1 6 3 号
令和 6 年 7 月 2 6 日

京都府環境審議会会長 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都府環境基本計画の見直しについて（諮問）

京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年京都府条例第 33 号）第 8 条第 1 項に基づき「環境基本計画」の見直しに当たり、同条例第 8 条第 5 項の規定により、下記のとおり貴審議会に諮問します。

記

1 諮問事項

京都府環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方

2 諮問理由

本府においては、京都議定書誕生の地としての京都府の使命と役割を踏まえつつ、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「京都府環境を守り育てる条例」に基づき平成10年9月に「京都府環境基本計画（第1次）」、平成22年10月には「新京都府環境基本計画（第2次）」を策定し、環境問題を巡る課題に対応して参りました。

また、令和2年12月には現行の「京都府環境基本計画（第3次）」を策定し、21世紀半ばの京都府の将来像を「京都の『豊かさ』をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～」と掲げ、令和12年を目途とした分野横断的施策の展開方向及び環境課題の分野ごとの重点取組を示し、取組を進めてきたところです。

この間、新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の価値観の変化やウクライナ侵攻等による社会経済情勢の不安定化など、社会経済を取り巻く状況の変化に加え、気候変動を背景とする異常気象、度重なる自然災害の発生など、環境を取り巻く状況はより厳しく変化してきています。

こうした中、現計画では、計画策定後5年程度が経過した時点を目途に、これまでの京都府環境審議会における点検結果を踏まえ、計画内容を見直すこととしており、2025（令和7）年度に時期が到来することから、京都府環境基本計画の見直しに係る基本的な考え方について御審議いただきたく、貴審議会に諮問するものであります。